

静岡県告示第466号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和4年6月17日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

板沢原 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡 市	区 町	大 字	字	地 番
掛川市		板沢	原下	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線に囲まれた区域
				146-1 1号
				146-1 2号
				39-3 3号
				39-3 4号
				146-2 5号
				146-2 6号
				146-2 7号
				上内田 西屋敷 950 8号
				950 9号
				939-1 10号
				板沢 原下 146-1 11号
146-1 12号				